

気候関連開示（公開草案） 産業別開示要求 【パルプ及び紙製品（RR-PP）産業編】

2022年6月

SSBJ設立準備委員会 事務局

※不許複製・禁無断転載：
公開草案の原文及び日本語仮訳は、IFRS財団の著作物となります。
複製及び使用の権利は厳しく制限されております。

- ❖ 本資料は、2022年3月31日にIFRS財団から公表されたIFRS S2号公開草案「気候関連開示」の付録B「産業別開示要求」のうち、**パルプ及び紙製品（RR-PP）産業に関連する部分の概要**についてご説明することを目的としています。
- ❖ 本資料では、当該付録B「産業別開示要求」に関し、以下の事項について記載しています。
 - ▶ 産業別開示要求の構成
 - ▶ 指標の**技術的プロトコル**（定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンス）において、「shall（～しなければならない）」「shall not（～してはならない）」と記載されている事項を**太字**で記載しています。
 - ▶ 上記以外の事項でも、当該事項に即した開示を行うに際して**特に有用であると当事務局が判断した事項**を記載しています（そのため、すべての事項について記載しているわけではありません）。
 - ▶ 産業別指標を開示するまでの流れ

本資料は、IFRS財団のホームページにおいて公表された当該付録B「産業別開示要求」の日本語仮訳をもとに、SSBJ設立準備委員会事務局が作成したものです。

本資料における意見に係る部分は、あくまでも当委員会のスタッフ個人の見解であり、当委員会の公式見解ではございません。

S2基準案の付録B「産業別開示要求」は、産業ごとに以下が記載されている

産業の説明	<ul style="list-style-type: none">❖ 関連するビジネスモデル、基礎となる経済活動、一般的なサステナビリティ関連の影響 (impacts) 及び依存関係 (dependencies)、並びに当該産業への参加に特徴的な他の共有される特徴を定義することにより、適用範囲を明確にすることを意図している
開示トピック及びトピックサマリー	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックとは、特定の産業内の企業によって行われる活動に基づいて、特定のサステナビリティ関連のリスク又は機会を定義するもの❖ 経営又は経営の失敗が企業の企業価値にどのように影響するかについての簡単な説明 (トピックサマリー) が含まれる
指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 開示トピックに付随し、個別に又は1セットの一部として、特定の開示トピックのパフォーマンスに関する有用な情報を表示するように設計されている
技術的プロトコル	<ul style="list-style-type: none">❖ 定義、範囲、適用及び調製に関するガイダンスを提供する
活動指標	<ul style="list-style-type: none">❖ 企業による特定の活動又はオペレーションの規模を定量化するもの❖ データを正規化して比較を容易にするため、指標と組合せて使用することを意図している

**産業名
(68産業)**

衣服、装飾品及び履物

産業の説明

産業に関する記述

「衣服、装飾品及び履物」産業には、男性用、女性用及び子供用の衣類、ハンドバッグ、宝石、時計及び履物を含むさまざまな製品の設計、製造、卸売及び小売に関わる企業が含まれる。製品の大部分が新興市場のベンダーによって製造されることにより、この産業に属する企業が主として設計、卸売、販売促進、サプライ・チェーンの管理及び小売といった活動に焦点を当てることを可能にしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

開示トピック

指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
原材料調達	優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	説明及び分析	該当なし	CG-AA-440a.1
	環境又は社会サステナビリティ基準（又はこの両方）の第三者認証を受けた原材料の割合（基準ごとに）	定量	重量ごとのパーセンテージ(%)	CG-AA-440a.2

「衣服、装飾品及び履物」産業は、綿、革、羊毛、ゴム、並びに貴重な鉱物及び金属など、最終製品の主要なインプットとして多数の原材料に依存している。

気候変動、土地利用、資源不足、及び当該産業のサプライ・チェーンが事業を展開する地域での紛争に関連するサステナビリティの影響(impacts)は、産業において原材料を調達する能力をこれまで以上に形成している。

潜在的な原材料不足、供給停止、価格変動及び風評リスクを管理する企業の能力は、透明性に欠けることが多いサプライ・チェーンを通じて地理的に多様な地域から原材料を調達するため、さらに困難になっている。

この問題の効果的な管理を行わないことは、**利益の減少、収益成長率の抑制又は資本コストの増加（又はこれらのすべて）につながる**可能性がある。さまざまな原材料を調達することに関連するリスクの種類に応じて、サプライヤーへの関与、透明性の向上、認証基準の使用又は革新的な代替原材料の使用（又はこれらのすべて）を含め、さまざまな解決策が必要になる可能性がある。

最も積極的な企業は、**ブランドの評判を向上させ、新しい市場機会を開拓する一方で、価格変動や潜在的な供給停止にさらされるリスクを減らす**可能性が高い。

コード： CG-AA-440a.1	指標： 優先原材料の調達に関連する環境及び社会リスクの記述	測定単位： 該当なし
1 1.1	<p>優先原材料の調達から生じる環境及び社会リスクを管理するための戦略的アプローチを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 優先原材料：企業の主要製品に不可欠なもの • 主要製品：過去3会計年度のいずれかにおいて連結売上高の10%以上を占めたもの 	
2	企業が優先原材料をどのように識別したかに関する方法を含める	
4	優先原材料は、当該原材料を直接購入したか、サプライヤーを通じて購入したかに関わらず開示する	
7	<p>綿花を優先原材料の一つとして識別した場合、以下を説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 水ストレスのある綿花栽培地域に対する脆弱性 • これらの地域から綿花を調達することによる価格変動のリスクをどのように管理しているか 	

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
CG-AA-000.A	(1)Tier 1サプライヤーの数	定量	数
	(2)Tier 1の先のサプライヤーの数	定量	数

- Tier 1サプライヤー：報告企業と直接取引するサプライヤー
- Tier 1の先のサプライヤー：報告企業のTier 1サプライヤーにとって重要なサプライヤー

Tier 1の先のサプライヤーのデータが仮定、見積り、又は他の不確実性を含む方法に基づいているかを開示しなければならない

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(1)

適切な産業の 選択

- ❖ S2基準案の付録B「産業別開示要求」B1巻からB68巻は、SASBスタンダードの「Sustainable Industry Classification System®」(SICS®)のうち、気候関連の指標がある**11セクター・68産業**で編成されている
- ❖ 企業は、単一又は複数の産業を識別しなければならない (S2基準案 B8項)
- ❖ 企業が複数の産業にまたがる可能性が高い、幅広い活動に参加している場合、複数の産業別要求事項を適用する必要がある可能性がある (S2基準案 B9項)

重大なリスク 及び機会の識別

- ❖ 企業は、企業がさらされている**重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会**を識別し、記述しなければならない (S2基準案 第9項(a))
- ❖ その際に、企業は、産業別開示要求 (付録B) 中の「**開示トピック**」(特定の産業のリスク又は機会が定義されている)を参照しなければならない (S2基準案 第10項)

指標の特定

- ❖ 企業は、「戦略」に関する要求事項を満たすための開示を作成する際、産業横断的指標カテゴリー及び**開示トピックを伴う産業別指標の適用可能性**を参照し、考慮しなければならない (S2基準案 第11項)
- ❖ 一般目的財務報告の利用者が、重大な (significant) 気候関連のリスク及び機会を企業がどのように測定し、モニタリング及び管理するのかについて理解できるよう、企業は、**付録 B「産業別開示要求」において定められている産業別指標を開示**しなければならない (S2基準案 第19項、第20項(b))
- ❖ 企業は、企業がさらされている**気候関連のリスク及び機会を適正に表示する**という視点を持って、関連するフルセットの産業別要求事項を**すべて参照**しなければならない (S2基準案 B16項)

(次頁に続く)

気候関連の産業別指標を開示するまでの流れ(2)

(前頁からの続き)

指標の特定

- ❖ 定量的情報の開示に係る産業別要求事項が、産業横断的指標カテゴリー（S2基準案 第21項(a)から(e)）に関連する開示の要求事項を満たすか確認し検討しなければならない（S2基準案 付録B B15項）

産業横断的指標カテゴリー
（S2基準案 第21項）

- (a) 温室効果ガス排出
- (b) 移行リスク
- (c) 物理的リスク
- (d) 気候関連の機会
- (e) 資本投下
- (f) 内部炭素価格
- (g) 報酬

産業横断的指標カテゴリーの開示に
用いられる産業別指標の例

- (c)物理的リスク
農産物産業における、水ストレスのある地域から供給される主要作物の割合
- (d)気候関連の機会
化学製品産業における、使用段階の資源効率を考慮して設計された製品から生じた売上高

重要性
(Materiality)

- ❖ 企業は、特定された指標及び目標が企業の企業価値を評価する上で情報の利用者にとって重要性がある（material）と結論付けた場合、特定の要求事項に関連する情報を開示しなければならない（S2基準案 付録B B6項）
- ❖ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される特定の開示に重要性がない（not material）場合には、提供する必要はない（S1基準案 第60項）

パルプ及び紙製品
Pulp & Paper Products
(RR-PP)

「パルプ及び紙製品」産業は、パルプ繊維、包装紙及び衛生用紙、オフィス用紙、新聞印刷用紙、並びに工業用途のための紙を含む、さまざまな木材パルプ及び紙製品を製造する企業により構成される。

この産業に属する企業は、典型的にはビジネス間取引の企業として機能し、米国、カナダ及びブラジルといった複数の国でオペレーションを行っていることがある。

一部の総合企業は木材伐採用地を所有又は管理し、森林管理に従事しているが、これらの活動から生じるサステナビリティの論点はSASBの「森林管理（RR-FM）」産業の基準で扱っている。

トピック	コード	指標
温室効果ガス排出	RR-PP-110a.1	<ul style="list-style-type: none"> グローバルでのスコープ1 総排出
	RR-PP-110a.2	<ul style="list-style-type: none"> スコープ1 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明
エネルギー管理	RR-PP-130a.1	<ul style="list-style-type: none"> (1)エネルギー総消費量 (2)電力系統からの電力の割合 (3)バイオマス由来のエネルギーの割合 (4)その他の再生可能エネルギーの割合 (5)自己生成エネルギーの総量
水管理	RR-PP-140a.1	<ul style="list-style-type: none"> (1)総取水量 (2)総消費水量 (1)総取水量及び(2)総消費水量のうち、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合
	RR-PP-140a.2	<ul style="list-style-type: none"> 水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び実務の説明
サプライチェーン管理	RR-PP-430a.1	<ul style="list-style-type: none"> (1)第三者認証を受けた森林地帯からの木質繊維の調達割合及び各基準に対する割合 (2)他の繊維調達基準を満たした木質繊維の調達割合及び各基準に対する割合
	RR-PP-430a.2	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル及び回収繊維の調達量

紙及びパルプ製品の製造では、定置式及び移動式エンジン、コージェネレーション・ボイラー並びにその他の処理装置での化石燃料及びバイオマスの燃焼に伴う温室効果ガス（GHG）の直接排出が発生する。

この産業の企業は通常、自身のエネルギー需要のためにカーボンニュートラルなバイオマスを大量に使用しており、これを使用することで、化石燃料の購入に関連するコストを削減できるのみでなく、炭素排出に関連する規制リスクを軽減する可能性がある。

排出量の大きさ及び現行の排出規制によっては、化石燃料源に関連した排出により**コンプライアンス・コストが生じることがある**。

GHG排出を費用対効果の高い方法で管理する企業は、エネルギー効率の向上、代替燃料の使用及び製造プロセスの改善により**業務効率の向上及び規制遵守コストの削減の恩恵を受ける可能性がある**。

コード： RR-PP-110a.1	指標： グローバルでのスコープ1総排出	測定単位： CO ₂ 換算メートルトン(t)
1	<p>京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス (GHG) のグローバルでのスコープ 1 の温室効果ガス (GHG) の大気への総排出を開示する</p> <p>※7 種類の温室効果ガス：二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃)</p>	
1.1	<p>すべてのGHG排出は、CO₂換算メートルトン単位で合算して開示する</p> <p>公開されている 100年間の時間軸の地球温暖化係数 (GWP: global warming potential) の値に従って計算する</p>	
1.2	<p>総排出：オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出補償のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出されたGHG</p>	
2	<p>スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」に従って計算する</p>	
2.2	<p>GHG排出データは、報告企業が財務報告データを連結する方法に従って連結及び開示する</p>	
5	<p>他の GHG 排出の報告方法 (例：国の規制上の開示プログラム) が、範囲及び使用した連結アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示する場合がある</p> <p>その場合であっても、主要な開示は上述のガイドラインに従う</p>	

コード： RR-PP- 110a.2	指標： スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位： 該当なし
1	スコープ 1 温室効果ガス (GHG) 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画について説明する。	
1.1	スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計および報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義される	
1.2	<p>範囲には京都議定書において対象とされる7種類の温室効果ガスが含まれる</p> <p>※7 種類の温室効果ガス：二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃)</p>	

コード： RR-PP- 110a.2	指標： スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位： 該当なし
2	<p>排出削減目標について説明する</p> <p>関連する場合は、以下を含め、目標に対するパフォーマンスを分析する</p>	
2.1	<ul style="list-style-type: none"> 排出削減目標の範囲 	
2.2	<ul style="list-style-type: none"> 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか 目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母 	
2.3	<ul style="list-style-type: none"> 基準年に対する削減率 (基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す) 	
2.4	<ul style="list-style-type: none"> 削減活動のタイムライン (開始年、目標年及び基準年を含む) 	
2.5	<ul style="list-style-type: none"> 目標を達成するためのメカニズム 	
2.6	<ul style="list-style-type: none"> 目標年の排出量又は基準年の排出量が遡及的に再計算された (又は再計算される可能性がある)、すべての状況 目標年又は基準年が再設定された、すべての状況 	

コード： RR-PP- 110a.2	指標： スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	測定単位： 該当なし
3	<p>計画又は目標（又はこの両方）を達成するために必要な活動及び投資について説明する</p> <p>計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える（affect）可能性のあるリスク又は制限要因について説明する</p>	
4	<p>戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の範囲について説明する</p> <p>（例：それらがどのようにさまざまな事業単位、地域又は排出源に異なって適用されるのか）</p>	
5	<p>戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）が、排出制限又は排出報告ベース（又はこの両方）のプログラム又は規制に関連している（related to）か又は関係している（associated with）かを説明する</p> <p>（例：EU 域内排出量取引制度、ケベック州キャップ・アンド・トレード制度、カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード・プログラム）</p>	
6	<p>戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）であった又は完了した活動に限定する</p>	

パルプ及び紙製品の製造は、エネルギーを大量に使用する。

大半の施設では、エネルギーを主にバイオマス及び化石燃料の燃焼から得ているが、一部の施設では購入した電気を使用する場合がある。

バイオマス及びその他の再生可能エネルギーを使用するかと同様に、電力系統から電力を調達するか又は自己生成するかは意思決定は、オペレーションに必要なエネルギー供給のコスト及び信頼性、並びにスコープ 1 又はその他の大気排出物からの規制リスクの程度に関連するトレードオフを生み出すことがある。

企業がエネルギー効率、異なるタイプのエネルギーへの依存度及び関連するサステナビリティ・リスク、並びに代替エネルギー源へのアクセス能力を管理する方法は、**エネルギー・コストの変動による影響 (impacts) を緩和する**可能性が高い。

コード： RR-PP- 130a.1	指標： (1)エネルギー総消費量	測定単位： ギガジュール(GJ)
1	消費したエネルギーの総量をギガジュール (GJ) 単位で集計して開示する	
1.1	すべての供給源からのエネルギーを含める <ul style="list-style-type: none"> • 企業の外部の供給源から購入したエネルギー • 企業が自ら生産した (自己生成の) エネルギー 	
1.2	報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める	
1.3	燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、以下のいずれかに方法に基づき、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用する <ul style="list-style-type: none"> • 直接測定する方法 • 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) から取得する方法 	

コード : RR-PP- 130a.1	指標 : (2)電力系統からの電力の割合	測定単位 : パーセンテージ (%)
2	消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示する	
2.1	この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算する 計算式の例：購入した電力系統からの電力の消費量 ÷ エネルギー総消費量	

コード： RR-PP- 130a.1	指標： (3)バイオマス由来のエネルギーの割合	測定単位： パーセンテージ (%)
3	消費したバイオマスから供給されたエネルギーの割合を開示する	
3.1	この割合は、バイオマスエネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算する 計算式の例：バイオマスエネルギー消費量 ÷ エネルギー総消費量	
4	本開示の目的において、バイオマス資源からの再生可能エネルギーの範囲は、以下のものに限 定する	
4.1	以下の規準のうち少なくとも1つを満たすバイオマス資源からのエネルギー：	
4.1.1	<ul style="list-style-type: none"> 第三者基準による認証（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアティブ、PEFC 森林認証プログラム又は米国ツリーファームシステム（ATFS）） 	
4.1.2	<ul style="list-style-type: none"> 「Green-e Energy National Standard Version 2.5（2014）」に基づく「適格な再生可能エネルギー（eligible renewable）」としての分類 	
4.1.3	<ul style="list-style-type: none"> 州の再生可能エネルギー利用割合基準（RPS）への適合 	

コード： RR-PP- 130a.1	指標： (4)その他の再生可能エネルギーの割合	測定単位： ギガジュール(GJ)
5	バイオマスエネルギーを除く再生可能エネルギーの消費量の割合を開示する	
5.1	再生可能エネルギー：枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義 (地熱、風力、太陽光、水力等)	
5.2	この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算する 計算式の例：再生可能エネルギー消費量 ÷ エネルギー総消費量	

コード： RR-PP- 130a.1	指標： (5)自己生成エネルギーの総量	測定単位： ギガジュール(GJ)
6	自己生成したエネルギー量を、総計としてギガジュール (GJ) 単位で開示する	

コード： RR-PP- 130a.1	補足事項
7	<p>この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用する 例：燃料使用量のHHVやキロワット時からギガジュール（GJ）への変換</p>

コード： RR-PP- 130a.1	注記
1	<p>エネルギー源としてのバイオマスの利用に関連するリスク及び不確実性を記述し、それらのリスクをどのように管理しているかを記述する</p>

パルプ及び紙製品の製造は、一般的に水を大量に使用するプロセスであり、材料加工、プロセス冷却及び現場のエネルギー・プラントでの蒸気発生時に水を使用する。

企業は豊富で安定した水の供給を必要とし、大量の廃水が生じる場合があるが、その大部分は処理されて環境に戻される。

プロセス水には通常、溶存有機化合物及びその他の固形物が含まれており、これは水処理の重要性（importance）を強調している。

水不足は、供給コストの上昇、供給の分断又は地域の水利用者との緊張を招く可能性があるため、廃水に加えて、水の入手可能性は産業にとって重要な（important）考慮事項である。

企業は、水の供給及び処理の問題に対処するために、プロセス水のリサイクルを費用対効果の高い方法で強化したり、生産技術を改善して水使用原単位を減らしたり、排水規制を確実に遵守したりする等、さまざまな戦略を採用することができる。

コード： RR-PP- 140a.1	指標： (1)総取水量	測定単位： 千立方メートル (m ³)
1	すべての水源から引き出された水の量を、千立方メートル単位で開示する	
1.1	水源には、以下を含める： <ul style="list-style-type: none"> • 地表水（湿地、河川、湖及び海からの水を含む） • 地下水 • 企業が直接収集及び貯留した雨水 • 地方自治体の水道供給者、水道事業者又はその他の企業から取得した水及び廃水 	
2	例えば、取水量の大部分が非淡水源からのものである際は、その供給を水源別に開示する場合がある	
2.1	淡水は、企業がオペレーションを行う地域の法令に従って定義する場合がある 法令による定義がない場合、淡水は、百万分の1,000未満の溶解固形物を含む水とみなす	
2.2	各法域の飲料水規制に準拠して水道事業者から取得した水は、淡水の定義を満たすとみなす	

<p>コード： RR-PP- 140a.1</p>	<p>指標： (2)総消費水量</p>	<p>測定単位： 千立方メートル (m³)</p>
<p>3</p>	<p>オペレーションで消費した水の量を千立方メートル単位で開示する</p>	
<p>3.1</p>	<p>消費水量の定義は以下のとおり；</p>	
<p>3.1.1</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 取水、使用及び排水中に蒸発する水 	
<p>3.1.2</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 企業の製品又はサービスに、直接的又は間接的に組み込まれる水 	
<p>3.1.3</p>	<ul style="list-style-type: none"> • その他、取水源と同じ集水域に戻らない水（別の集水域又は海に戻る水など） 	

コード： RR-PP- 140a.1	指標： (1)総取水量及び(2)総消費水量のうち、ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」地域の割合	測定単位： パーセンテージ(%)
4	世界資源研究所（WRI）の水リスクアトラス（Water Risk Atlas）ツールであるAqueduct（アキダクト）によって、ベースライン水ストレスが「高い（40～80%）」又は「極めて高い（>80%）」と分類された場所で取水及び水消費する活動を識別する	
5	ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で取水した水について、総取水量に対する割合を開示する 計算式の例：ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所での取水量 ÷ 総取水量	
6	ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所で消費した水について、総消費水量に対する割合を開示する 計算式の例：ベースライン水ストレスが「高い」又は「極めて高い」場所での消費水量 ÷ 総消費水量	

コード： RR-PP- 140a.2	指標： 水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び 実務の説明	測定単位： 該当なし
1	取水、水消費並びに排水又は廃水に関連する水管理リスクを記述する	
4	<p>水管理リスクを軽減するための短期及び長期の戦略又は計画について説明する これには以下を含むが、これらに限定されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 4.1 • 戦略、計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）の範囲 4.2 • 優先する水管理のゴール又は目標（又はこの両方） 4.3 • それらのゴール又は目標（又はこの両方）に対するパフォーマンスの分析 4.4 • 計画、ゴール又は目標（又はこれらの複数のもの）を達成するために必要な活動及び投資 • 計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える可能性のあるリスク又は制限要因 	
4.4	戦略、計画、ゴール又は目標の開示は、報告期間中に進行中（アクティブ）又は完了した活動に限定する	

コード： RR-PP- 140a.2	指標： 水管理リスクの記述並びに当該リスクを軽減するための戦略及び 実務の説明	測定単位： 該当なし
5 5.1 5.2 5.3 5.3.1 5.3.2 5.3.3 5.3.4 5.3.5 5.4	<p>水管理の目標について、追加で以下を開示する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか • 目標が原単位ベースである場合は指標の分母 • 水管理計画のタイムライン（開始年、目標年及び基準年を含む） • 目標を達成するためのメカニズム（以下を含む） <ul style="list-style-type: none"> ➤ 効率化に関する取組み（efforts） ➤ 製品のイノベーション ➤ プロセス及び機器のイノベーション ➤ 水の使用、リスク及び機会を分析するためのツール及びテクノロジーの使用 ➤ 地域又は他の組織とのコラボレーション又はプログラム • 基準年からの削減率又は改善率。基準年は、目標の達成に向けて、水管理の目標が評価される最初の年である 	
6	<p>水管理の実務が、組織内でライフサイクルへの影響（impacts）又はトレードオフを新たにもたらしたかどうかを説明する（土地利用、エネルギー生産及び温室効果ガス（GHG）排出のトレードオフを含む）</p> <p>ライフサイクルのトレードオフにもかかわらず、企業がこれらの実務を選択した理由についても説明する</p>	

「パルプ及び紙製品」企業は、森林管理企業、紙繊維リサイクル企業及び自社で管理する森林から、木材及び木質繊維を調達している。

サプライチェーンのリスクには、管理実務又は気候変動による森林地帯の生産性の低下、サステナブルな森林管理に関する規制及び評判への影響（impacts）が含まれる。

このようなリスクを軽減し、サステナブルな方法で調達された繊維及び紙製品に対する顧客の需要の高まりに応えるために、製造業者は**森林認証及び繊維加工流通過程（chain-of-custody）基準を適用**し、バージン繊維及びリサイクル繊維がサステナブルな方法で管理された森林からのものであることを確認している。

さらに、パルプ及び紙の製造業者は、回収繊維の使用において、トレードオフの問題に直面している。

再生繊維を使用した製品の需要がこれまで以上に高まっており、再生繊維を使用することでバージン繊維の必要性を最小限に抑えることができる一方で、**潜在的な製品の差別化への手段が提供されている**。

逆に、再生繊維を多く含む製品を製造すると、廃棄物の発生及びエネルギー消費量が増加することがあり、需要と供給のギャップを考慮すると、**再生繊維のコストが高くなる可能性**がある。

したがって、企業は、再生繊維の使用を最適化して、**環境と経済のトレードオフのバランスをとることで便益を得る**ことができる。

コード： RR-PP- 430a.1	指標： (1)第三者認証を受けた森林地帯からの木質繊維の調達割合及び各基準に対する割合	測定単位： 重量ごとのパーセンテージ (%)
1 1.1	<p>森林管理基準の認証を受けた森林地帯から調達したすべての木質繊維ベースの材料の割合を開示する</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三者の森林管理基準：森林がサステナブルな方法で収穫されていることを証明し、環境的及び社会的規準を対象とするもの 	
2	<p>第三者認証を受けた森林地帯からの木質繊維ベースの材料の割合は、企業の木質繊維ベースの材料のうち、第三者認証を受けた森林地帯から調達したものの総重量（風乾メートルトン単位）について、調達した木質繊維ベースの材料の総重量（風乾メートルトン単位）で除して計算する</p> <p>計算式の例：第三者認証を受けた森林地帯から調達したものの総重量 ÷ 調達した木質繊維ベースの材料の総重量</p>	
3	<p>各基準で認証された、第三者認証を受けた森林地帯からの木質繊維ベースの材料の割合を開示する</p>	
3.1	<p>各基準の認証を受けた木質繊維ベースの材料の割合を、各基準の第三者認証を受けた木質繊維ベースの材料の量について、企業が調達した木質繊維の総量で除して計算する</p> <p>計算式の例：各基準の第三者認証を受けた木質繊維ベースの材料の量 ÷ 調達した木質繊維ベースの材料の総量</p>	
3.2	<p>木質繊維が複数の第三者認証を受けている場合、各関連する認証にかかる計算にそれらの繊維の量を含める</p>	

コード： RR-PP- 430a.1	指標： (2)他の繊維調達基準を満たした木質繊維の調達割合及び各基準 に対する割合	測定単位： 重量ごとのパーセンテージ (%)
4	木質繊維ベースの材料の総量のうち、第三者の森林認証を受けていない森林地帯から調達しているが、他の繊維調達基準を満たしている木質繊維ベースの材料の割合を開示する	
5	複数の繊維調達基準を満たす認証を受けていない森林地帯からの繊維については、他の繊維調達基準を満たす認証を受けていない森林地帯からの繊維の合計割合を計算する際に、重量を二重に考慮しない	
6	各調達基準を満たす木質繊維の割合を開示する	
6.1	木質繊維が複数の調達基準に適合している場合、各関連調達基準の計算に当該繊維の量を含める	

コード： RR-PP- 430a.1	注記
1	<p>認証を受けた森林地帯から採取されたものではない繊維、又は他の繊維調達基準の認証を受けたものではない繊維についてのデュー・デリジェンスの実務、並びにサプライヤーの森林管理及び伐採の実務を検証するための方針について説明する</p>
2 2.1 2.2 2.3 2.4 2.5 2.6 2.7	<p>認証を受けていない繊維が以下の規準を含むことをどのように検証しているか開示する</p> <ul style="list-style-type: none"> • 木材の合法性 • 保護管理状況にある又は生物多様性の価値が高い地域から調達した木材 • 絶滅危惧種 (endangered species) の生息地又はその周辺での伐採 • 先住民族の土地又はその周辺での伐採 • 環境影響 (impact) 評価又は森林管理計画の見直しを含む、サプライヤーの森林管理及び収穫の実務 • 森林での遺伝子組換え作物 (GMO)、殺虫剤又はその他の化学物質の使用 • SFIの「問題のある供給源 (controversial sources)」の定義、FSCの「管理木材 (controlled wood)」の定義又は同等のものの中で概説されている規準

コード： RR-PP- 430a.2	指標： リサイクル及び回収繊維の調達量	測定単位： メートルトン(t)
1 1.1	<p>サプライヤーから調達したリサイクル及び回収繊維の量をメートルトン単位で開示し、回収プログラムを通じて直接入手したリサイクル及び回収繊維の量を開示する</p> <ul style="list-style-type: none"> • リサイクル材料含有率 (recycled content) : 「ISO14021 : 1999 環境ラベル及び宣言 — 自己宣言による環境主張 — (タイプ II 環境ラベル表示) 」の定義と整合し、製品又は容器包装内のリサイクル又は回収された材料の質量の比率 <ul style="list-style-type: none"> ➤ プレコンシューマ及びポストコンシューマ材料のみをリサイクル材料含有物とみなす 	

コード： RR-PP- 430a.2	注記
1	リサイクル及び回収繊維バージン繊維とするかどうかの意思決定に環境ライフサイクル分析を組み入れるための戦略について説明する
2	<p>以下のリスク及び機会がどのように管理されているかを含め、ライフサイクルのトレードオフ評価がどのように繊維調達の意思決定に組み入れられているかを説明する</p> <ul style="list-style-type: none"> 2.1 • リサイクル及び回収材料のコスト 2.2 • リサイクル及び回収繊維の必要な供給源へのアクセスに関する制約 2.3 • 企業又は外部の紙回収施設が必要とするリサイクルインフラ 2.4 • リサイクルのために紙の回収率を向上する消費者行動 2.5 • バージン木質繊維の調達リスク 2.6 • 紙の回収率の向上 2.7 • 消費者のリサイクル又はリサイクル材料含有物の最低使用量に関する規制 2.8 • 製品に必要な繊維の品質、及び異なる製品セグメントにおける繊維の意図的な用途 2.9 • 製品イノベーションの機会 2.10 • リサイクル又は回収材料含有物を使用する製品に関連した売上及び評判の向上

コード	活動指標	カテゴリー	測定単位
RR-PP-000.A	パルプ生産	定量	風乾メートルトン(t)
RR-PP-000.B	紙生産	定量	風乾メートルトン(t)
RR-PP-000.C	木質繊維の総調達量	定量	メートルトン(t)

RR-PP-000.Cに関する注記 - 木質繊維ベースの原材料の範囲には、リサイクル原材料、バージン原材料及び生産工程で直接消費される財を含む、完成品として販売するために加工されるすべてのインプットを含み、エネルギーに用いられるバイオマスは含まない

